



福祉の保険 スマイル

# ボランティア保険 福祉行事保険

総合パンフレット



## 社会福祉法人 京都市社会福祉協議会

〒600-8127 京都市下京区西木屋町通上ノ口上 梅湊町83番地の1  
(河原町通五条下る東側)「ひと・まち交流館 京都」3階  
TEL:075-354-8735 / FAX:075-354-8738  
E-mail:v.info@hitomachi-kyoto.jp / URL:http://v.hitomachi-kyoto.jp/

取扱代理店

### **SRM** 株式会社 エスアールエム

〒600-8351 京都市下京区高辻通堀川西入 富永町672ユメコムハウス  
福祉の保険係ダイヤルイン TEL:075-822-8613  
TEL(代表)075-822-8601 / FAX:075-822-8087 E-mail:hoken@srm-net.co.jp

引受保険会社

### 三井住友海上火災保険株式会社

〒600-8090 京都市下京区綾小路通烏丸東入竹屋之町266(三井住友海上京都ビル)  
TEL:075-343-6143 / FAX:075-343-6189 HP:http://www.ms-ins.com/

## 福祉の保険ご案内

福祉の保険「ボランティア保険」及び「福祉行事保険」は、ボランティア活動、福祉活動の振興を目的とし、安心してボランティア活動、福祉行事を行っていただくために、京都市社会福祉協議会、取扱代理店(株)エスアールエム、引受保険会社:三井住友海上火災保険(株)が協議のうえご提供させていただいています。

<http://www.srm-net.co.jp/smile/>



## Contents

### ■ ボランティア保険のご案内

- 本制度について 3
- 本制度の契約形態 3
- 保険期間 3
- 加入対象者及び対象活動 3
- 対象となるボランティア活動 3
- 対象とならないボランティア活動 3
- ボランティア保険の概要 4
- 補償内容・保険料 4
- 主な事故例と保険金をお支払いしない主な場合 5
- 重要事項のご説明 5
- ご加入方法、事故時のお問合せ先 6



### ■ 福祉行事保険のご案内

- 本制度について 7
- 本制度の契約形態 7
- 保険期間・保険責任の範囲 7
- 加入資格者 7
- 加入対象となる行事 7
- 福祉行事保険の概要 7
- 補償内容 8
- 保険料 9
- 保険金をお支払いしない主な場合 9
- 行事の延期・中止について 9
- 保険金をお支払いする場合に該当したとき 10
- 注意事項 10
- ご加入方法、事故時のお問合せ先 11



- 個人情報の取扱いについて
- 福祉関連の保険ラインナップ
- 福祉の保険ホームページ案内



保険料300円からの安心保険

# ボランティア保険

## <ボランティア活動保険>

入金日の翌日から保険適用  
迅速な事故対応 携帯品損害補償特約付

### ■ 本制度について

福祉の保険“ボランティア保険”は、ボランティア活動の振興を目的とし、安心してボランティア活動を行っていただくために、[京都市社会福祉協議会]・[取扱代理店:(株)エスアールエム]・[引受保険会社:三井住友海上火災保険(株)]が協議のうえ、ご提供させていただいております。

### ■ 本制度の契約形態

本制度は、ボランティア個人またはボランティア団体が加入申込者となり、ボランティア個人を被保険者として東京都社会福祉協議会が一括して保険会社と締結する明細つき契約です。

### ■ 保険期間

2011年4月1日0時から2012年3月31日24時までの1年間  
(期間途中の加入の場合は、保険料振込日の翌日～2012年3月31日24時まで)

### ■ 加入対象者および対象活動

- ◎京都市社会福祉協議会に本保険加入のための登録をすることに同意していただけるボランティア、または登録したボランティア活動団体に所属しているボランティア(登録につきましては、保険加入と同時に受付けます)
- ◎京都市社会福祉協議会(ボランティア活動推進法人)に登録、または委嘱されているボランティア
- ◎特定非営利活動法人が行うボランティア活動
- ◎福祉・教育・文化・保健衛生・医療・自然保護等の振興・向上を目的とした公益団体が行う活動の内、ボランティア活動に該当する活動
- ◎自治会(町内会)・地域婦人会・子供会・PTA等の団体が行う活動の内、ボランティア活動に該当する活動
- ◎当事者団体(自助団体)が行う活動の内、ボランティア活動に該当する活動

### ■ 対象となるボランティア活動

日本国内における、自発的な意思に基づき他人や社会に貢献する無償(及び非営利)の活動

- ◎活動には、活動のための学習会・会議等も含まれます
- ◎ボランティア活動を行うための活動場所と自宅との通常の往復経路途上も含まれます
- ◎宿泊を伴う活動も対象になります

### ■ 対象とならないボランティア活動

- ◎海難救助ボランティア活動
- ◎銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動
- ◎チェーンソーを使用する森林ボランティア活動
- ◎山岳救助ボランティア活動
- ◎野焼きまたは山焼きを行う森林ボランティア活動

事故が発生した場合には、直ちに取扱代理店または引受保険会社に次の事項をご連絡ください。

- 事故発生の日時・場所
- 被害者の住所・氏名
- 事故の状況・原因
- 損害賠償の請求を受けた時は、その内容

## ボランティア活動の原則

1. 自主性・自発性

2. 社会性・公共性

3. 無償性・非営利性

## ボランティア保険の概要

ボランティア保険は、

- ① ボランティアがボランティア活動中に第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償する「賠償責任補償」
- ② ボランティア活動中の急激・偶然・外来の事故によりボランティア自身が身体に被った傷害を補償する「傷害補償」  
 (注) ボランティア活動中の食中毒(細菌性食中毒を含む)も補償の対象となります。  
 ・天災プランA・Bは、地震・噴火・津波の天災によるケガも補償の対象となります。  
 ・日射または熱射による身体の障害をケガを含め傷害保険金をお支払します。(熱中症危険補償特約)  
 ・第三者の故意による加害行為または事故日からその日を含めて60日経過後も加害者が特定できないひき逃げ事故によるケガについては傷害保険金の2倍の額をお支払します。(第三者の加害行為による保険金2倍支払特約)ただし、警察署に届けた場合に限ります。
- ③ ボランティア活動中に携帯していたボランティア所有の携行品が偶然な事故により破損してしまった場合の損害を補償する「活動携帯品補償」
- ④ ボランティア活動中のボランティアの偶然な死亡事故に対する「死亡見舞金」(注)30万円/1名(年度内給付総限度額210万円)がセットになった保険です。

## 補償内容・保険料

プラン			支払限度額・保険金額		主な事故例
			A	B	
賠償責任 条項	対人	1 事 故	3億円(免責1,000円)		(対人)入浴介護ボランティア活動中、誤ってお年寄りにケガをさせてしまった。 (対物)家事援助ボランティア活動中、誤って花瓶を割ってしまった。 (受託物)キャンプ引率ボランティア活動中、預かったカメラを誤って紛失してしまった。(要、遺失物届)
	対物 受託物		3億円(免責5,000円)		
傷害 条項	死亡・後遺障害 保険金		(基本プラン) 768万円 / 1,644万円		・外出支援ボランティア活動中、ころんでケガをした。 ・ボランティア学習会へ向かう途中、交通事故に遭いケガをした。 ・活動中にたまたま昼食が原因でボランティア自身が食中毒になった。  【手術保険金】 左記保険金のほか、手術保険金として以下の保険貴金額をお支払します。 入院保険金日額 × 手術の種類に応じて定められた倍率(10倍・20倍・40倍)
			(天災プラン) 617万円 / 1,400万円		
	入院保険金		日額6,200円	日額9,300円	
	通院保険金		日額4,000円	日額6,200円	
携帯品 損害補償	1携行品につき		10万円(免責1,000円)		・ハイキング引率ボランティア活動中、ボランティアが持参していた自分のカメラを落として壊した。
基本プラン保険料			300円/1名	500円/1名	
天災プラン保険料			600円/1名	1,100円/1名	

## 保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金

保険金をお支払する場合		お支払する保険金	
賠償責任 条項	被保険者(この保険契約により補償を受けられる方)が日本国内において次のいずれかに該当する偶然な事故によって他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用など)に対して保険金をお支払します。 (a) ボランティア活動中に発生した事故 (b) ボランティア活動に伴って提供した財物に起因する事故 (c) ボランティア活動の結果に起因する事故 (d) ボランティア活動に伴って占有、使用または管理する保管物の損壊、紛失または盗取 なお、(d)については、保管物について正当な権利を有する者に対する法律上の損害賠償責任のみが対象となります。	① 損害賠償金 ② 損害防止費用 ③ 権利保全行使費用 ④ 緊急措置費用 ⑤ 協力費用 ⑥ 争訟費用	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。) 事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用 発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用 事故が発生した場合の緊急措置(被害者の応急手当等)に要した費用 引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した交通費や通信費等の費用 損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用 上記①から④の保険金については、それぞれの規定により計算した損害額から加入証記載の免責金額を控除した額をお支払します。ただし、加入証記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。「お支払いする争訟費用の額=実際の争訟費用の額×支払限度額/損害賠償金の額」 なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。 被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払対象とはなりません。
	日本国内において、被保険者がボランティア活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガに対し、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金をお支払します。	① 死亡保険金 ② 後遺障害保険金 ③ 入院保険金 ④ 通院保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額(注)をお支払します。(注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた残額となります。 事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の100%~3%(注)をお支払します。(注)既にお支払いした後遺障害保険金ある場合には、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 事故によるケガの治療のため、平常の生活またはお仕事ができなくなり、入院(特別約款に定める入院に準ずる状態を含みます。)された場合、入院保険金日額×入院日数(注)をお支払します。(注)事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。 事故によるケガのため、平常の生活またはお仕事に支障が生じ、通院された場合、通院保険金日額×通院日数(注)をお支払します。(注)事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限ります。また、90日がお支払いの限度となります。
<p>※「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」とは、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。)を含み、次のア、イに該当するものを含まません。ア.細菌性食中毒 イ.ウイルス性食中毒</p> <p>※被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払します。</p> <p>※通院されない場合で、骨折等のケガを被った部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等を常時装着した結果、平常の生活またはお仕事に著しい支障が生じたときは、その日数について、通院したものと同みなします。</p> <p>※柔道整復師(接骨院、整骨院等)による治療の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払します。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージ等の医療類似行為については、被保険者以外の医師の指示に基づいて行われた治療のみ、お支払いの対象となります。</p>			

	保険金をお支払する場合	お支払する保険金
携帯品損害補償	ボランティア活動中の偶発な事故により、ボランティア自身の携帯品が損害を被った場合、携帯品に生じた損害に対して保険金をお支払します。(注) 損害額の算定は、時価額にて行います。	携帯品の損害額(時価を限度)から免責金額を差し引いた額をお支払します。 (注1) 損害による価額の下落(格落損)は損害に含めません。 (注2) 損害額は1個、1組または1対の保険の対象については10万円を限度とします。ただし、乗車券等または通貨等については1回の事故につき5万円を限度とします。

## 保険金をお支払いしない主な場合

	保険金をお支払いしない主な場合
賠償責任条項	<p>①ボランティア活動以外の事故 ②日本国外での事故 ③保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ④地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する損害賠償責任 ⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾(そうじょう)、労働争議に起因する損害賠償責任 ⑥核燃料物質または核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故に起因する損害賠償責任 ⑦被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者のまたは被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、自動車または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩被保険者が故意または重大な過失により、法令に違反して製造、販売または提供した提供物に起因する損害賠償責任 ⑪提供物またはボランティア活動の結果が、初期の効能、性能を発揮できなかったことに起因する損害賠償責任。ただし、提供物の本来意図しなかった悪影響によって発生した事故に起因する損害賠償責任はお支払いの対象となります。 ⑫被保険者の職業上の業務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑬被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者による次のいずれかに該当する業務の遂行に起因する損害賠償責任</p> <p>・人または動物に対する診療、治療、看護、疾病の予防、救急救命処置または死体の検案 ・医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示 ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、理学療法士または作業療法士などの資格を有する職業人がその資格に基づいて行う施術</p> <p>⑭被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ⑮提供物のかきによる提供物自体の損壊に対する賠償責任</p>
傷害条項	<p>①ボランティア活動以外のケガ ②日本国外でのケガ ③保険契約者、被保険者または傷害保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によるケガ ④被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ⑤被保険者の無資格運転、酒酔い運転または麻薬等を使用しての運転中のケガ ⑥被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ ⑦被保険者の妊娠、出産、早産または流産によるケガ ⑧被保険者に対する外科的手術その他の医療措置によるケガ ⑨頸(けい)部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付ける医学的他覚所見のないもの ⑩戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動によるケガ ⑪地震、噴火またはこれらによる津波によるケガ ⑫核燃料物質または核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性によるケガ ⑬山岳登山、スカイダイビング、ハングライダー搭乗などの運動を行っている間に生じたケガ ⑭乗用具によるレース中(レースに準じるものおよび練習中を含みます。)のケガ ⑮次のいずれかに該当するボランティア活動をしている間のケガ</p> <p>・海難救助ボランティア活動 ・山岳救助ボランティア活動 ・野焼きまたは山焼きを行う森林ボランティア活動 ・チェーンソーを使用する森林ボランティア活動 ・銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動</p> <p>⑯職業または職務に従事している間のケガ</p>
携帯品損害補償	<p>①上記賠償責任保険のお支払いしない主な場合の①～③ ②自然の消耗、性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ喰い、虫食い等 ③置き忘れ、紛失(盗難届けのないもの) ④電気的事故・機械的事故 ⑤以下のもの</p> <p>■自動車・原動機付自転車・自転車およびこれらの付属品 ■携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器・その他これらに準ずるもの ■義歯・義肢・コンタクトレンズ・眼鏡・その他これらに準ずるもの ■動物および植物・現金・預貯金・手形・小切手・その他の有価証券・その他これらに準ずるもの</p> <p>■貴金属・宝石・書画・骨董・彫刻・美術品・その他これらに準ずるもの</p>

## 重要事項のご説明

- 申込人および被保険者(補償の対象者)には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります。(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)
- 加入申込票に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が事実と異なっている場合、または、事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので加入申込票の内容を必ずご確認ください。
- ご加入内容の変更の際には必ずご連絡願います。ご加入後に次に掲げる事実が発生した場合には、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にその内容をご通知ください。ご通知がない場合、変更後に生じた損害については保険金をお支払いできないことがあります。
  - ・ご住所の変更など、加入申込票に記載された事項の変更があった時。
  - ・この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険をご契約された時。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- <保険会社破綻時等の取扱い>
  - ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。
  - ・この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。))以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。)
  - ・補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による治療の場合、保険金をお支払いする日数および通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いをさせていただきます。また、針・灸(きゅう)・マッサージなど医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた治療のみ、お支払いの対象となります。
- ボランティア保険は、社会福祉法人東京都社会福祉協議会が保険契約者となる明細つき契約の保険です。
- ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、以下に該当する場合となります。

◇申込人	・京都市社会福祉協議会に本保険加入のための登録をすることに同意していただけるボランティア、または登録したボランティア活動団体に所属しているボランティア(登録につきましては、保険加入と同時に受付します)
◇記名被保険者(補償の対象者)	・京都市社会福祉協議会(ボランティア活動推進法人)に登録、または委嘱されているボランティア

(注) ボランティア保険はボランティア個人が被保険者となりますので、ボランティア活動中であれば保険加入時に所属されているボランティア団体に制約されることなく補償の対象者となります。重複加入されないようご注意ください。

## 1. 申込書類を記入する

ボランティア保険ご加入に必要な書類は以下のとおりです。

- ボランティア保険加入申込票  
加入申込票表紙裏面の記入例をご参考にしてください。
  - 加入者名簿  
被保険者(補償の対象者)名簿[必ずご提出ください]  
団体名(登録番号)・被保険者(補償の対象者)氏名・住所・連絡先TELが記載されているものであれば、専用用紙以外でも名簿とすることができます。
  - 振替払込書  
保険料振込の専用用紙です。
  - 加入登録票  
(初回申込時、又は登録内容に変更のあった時のみ)
- ※ 加入団体が同一の場合、登録番号はボランティア保険と福祉行事保険で共通の番号となっております。

**申込書類は京都市社会福祉協議会もしくは、京都市内の  
各区社会福祉協議会ボランティアセンター窓口にて入手してください。**

## 2. 振替払込書で保険料を振り込む

- 払込保険料をご確認の上、郵便局又は銀行にてお振込ください。

\* 年度途中でボランティア保険にご加入の場合、保険開始日は保険料振込日の翌日からとなります。

## 3. 申込書類と振替払込受付証明書を提出する

- ボランティア保険加入申込票の(株)エスアールエム控え(青色)に振替払込受付証明書を貼付しお近くの京都市内各区社会福祉協議会窓口へご提出、または返信用封筒にてご郵送ください。また、振替払込請求書兼受領証が貼付されたお客様控え(白色)はボランティア保険加入証明書となりますので保険期間が終了するまで大切に保管してください。

\* 事故等があった場合に保険金支払手続きがスムーズに行えるよう、申込書類は迅速かつ確実にご提出ください。

**(株)エスアールエムにて申込内容・振込金額を確認の上、加入登録を行います。**

- 登録後、申込受領書及びボランティア保険加入者カード(人数分)を発行いたします。
- ※ 申込受領書の発行までは、約1ヶ月を要します。予めご了承願います。お届けまでに事故が発生した場合には(株)エスアールエムまでご一報ください。
- ※ 追加加入、または事故報告書を提出される場合は、申込受領書記載の登録番号と団体名を正確にご記入ください。登録番号が不明の場合は、団体名のみをご記入いただいても結構です。

事故時のお問合せはこちらまで  
【福祉の保険】専用ダイヤル

TEL. **075-822-8613** FAX. **075-822-8087**

**※ 事故発生時は、事故発生日から30日以内に指定の事故報告書(兼)証明書を作成の上、原本を(株)エスアールエムまでご送付ください。**

ご送付先 〒600-8351 京都市下京区高辻通堀川西入富永町672  
(株)エスアールエム 福祉の保険係

『事故報告書(兼)証明書』及び『事故発生時の対応(流れ)』は、ボランティア保険加入申込票に添付されています。福祉の保険スマイルホームページから、印刷することもできます。

- ※ 事故時には事故の証明をしてくださる第三者が必要です。
- ※ 保険加入時の団体とは別のボランティア活動中に起きた事故の場合は、保険加入の団体をご申告ください。



安心して福祉行事を行っていただくために・・・

# 福祉行事 保険

《行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険  
国内旅行傷害保険 施設所有(管理)者賠償責任保険  
生産物賠償責任保険 受託者賠償責任保険》

## ■ 本制度について

福祉の保険“福祉行事保険”は、福祉活動の振興を目的とし、安心して福祉行事を行っていただくために、[京都市社会福祉協議会]・[取扱代理店：(株)エスアールエム]・[引受保険会社：三井住友海上火災保険(株)]が協議のうえ、ご提供させていただいています。

## ■ 本制度の契約形態

本制度において、行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険および国内旅行傷害保険（以下「傷害保険」と言います。）は、京都市社会福祉協議会が保険契約者となる包括契約です。  
賠償責任保険は、京都市社会福祉協議会が契約者となる通知精算方式の契約です。  
傷害保険で被保険者（補償の対象者）となる方の範囲は、以下のとおりです。

- ① 行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険：福祉行事主催者を含む福祉行事参加者全員（福祉行事主催者を除くことも可）
  - ② 国内旅行傷害保険：福祉行事主催者と福祉行事参加者全員
- 賠償責任保険でご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が以下に該当する場合となります。

◇申込人	社会福祉法人京都市社会福祉協議会の会員団体及び同協議会に登録されたボランティア・市民活動団体に限ります。
◇記名被保険者 (補償の対象者)	社会福祉法人京都市社会福祉協議会の会員団体及び同協議会に登録されたボランティア・市民活動団体に限ります。

## ■ 保険期間・保険責任の範囲

- 保険期間 傷害保険：2011年4月1日午前0時から2012年3月31日午後12時までの1年間  
賠償責任保険：2011年4月1日午前0時から2012年4月1日午後4時までの1年間

### ○ 保険責任の範囲

<Aプラン(日帰り)の場合> 行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険・賠償責任保険

行事開催日の午前0時から行事終了日の午後12時までの間で、行事主催者の管理・監督下にある行事中（集合から解散まで）。行事に参加する目的をもって住居出発する前に、行事開催日・場所・参加者が客観的資料により確定しており、参加者の自宅から集合場所までの往復途上も行事参加者の管理・監督下とする場合は、往復途上も補償の対象となります。（行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険の場合は、往復途上補償特約をセットできます。）賠償責任保険は往復途上は補償の対象外です。

<Bプラン(宿泊)の場合> 国内旅行傷害保険・賠償責任保険

行事開催日の午前0時から行事終了日の午後12時までの間で、行事に参加する目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの間

## ■ 加入資格者

行事の主催団体で、社会福祉協議会や加入要件(\*)を満たしたボランティア・市民活動団体

(\*) 社会福祉協議会の会員団体および社会福祉協議会に登録されたボランティア・市民活動団体

- ◎ 特定非営利活動法人 ◎ 福祉・教育・文化・保健衛生・医療・自然保護等の振興・向上を目的とした公益団体
- ◎ 自治会(町内会)・地域婦人会・子供会・PTA等の団体 ◎ 当事者団体(自助団体)
- ◎ 各社会福祉協議会・社会福祉法人・社団法人・社会福祉施設等

## ■ 加入対象となる行事

加入資格者となる行事主催者が行う無償(及び非営利)の公益的な行事あるいは公益的な活動を促進するための無償(及び非営利)の行事等

具体的に対象となる行事:会議、会合、盆踊り、お花見、テニス大会等

## ■ 福祉行事保険の概要

福祉行事保険は、下記の①と②がセットになった保険です。

- ① 行事開催中に行事参加者が急激・偶然・外来の事故により身体に傷害を被った場合の「**傷害保険**」
- ② 行事開催中に行事参加者もしくは第三者の身体や財物に損害を与え、行事主催者が法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償する「**賠償責任保険**」

注) 行事主催者が監督義務を怠ったことにより、行事参加者が法律上の損害賠償責任を負った場合も賠償責任保険で補償の対象となります。行事参加者各人が損害賠償責任を負った場合は補償の対象外となります。

# 補償内容

※印を付した用語については、下記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています)

## Aプラン・Bプラン共通

保険金の種類	保険金額	保険金をお支払いする場合・保険金のお支払い額
死亡保険金		事故(国内旅行傷害保険については、国内旅行行程※中の事故)によるケガ※のため事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者※の法定相続人)にお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。
後遺障害保険金	死亡・後遺障害保険金額 467.7万円	事故(国内旅行傷害保険については、国内旅行行程※中の事故)によるケガ※のため事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が生じた場合に、後遺障害※の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%~3%をお支払いします。 (注1)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故発生の日からの日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
入院保険金	入院保険金日額 3,000円/1日	事故(国内旅行傷害保険については、国内旅行行程※中の事故)によるケガ※の治療※のため入院※(入院に準ずる状態※を含みます。)され、平常の生活またはお仕事ができない場合に、[入院保険金日額※]×[入院日数または入院に準ずる状態※の日数]をお支払いします。 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院がお支払いの限度となります。事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院保険金をお支払いしません。 (注2)入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の[保険金をお支払する場合]に該当するケガを被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。
手術保険金	入院保険金日額×手術の種類に応じて定められた倍率(10倍、20倍、40倍)	入院保険金をお支払いする場合で、そのケガ※の治療※のために、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の手術※を受けられたときに、[入院保険金日額※]×[手術の種類に応じてそれぞれ定められた倍率(10倍、20倍、40倍)]をお支払いします。 (注)1回の事故につき、1回の手術に限り、また、1回の事故につき2種類以上の手術を受けた場合はそのうち最も高い倍率となります。
通院保険金	通院保険金日額 2,000円/1日	事故(国内旅行傷害保険については、国内旅行行程※中の事故)によるケガ※のため平常の生活またはお仕事に支障が生じ、通院※された場合(通院されない場合で骨折等のケガを被った部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等を常時装着した結果、平常の生活またはお仕事に著しい支障が生じたときは、その日数について通院をしたものとみなします。)に、[通院保険金日額※]×[通院日数]をお支払いします。 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院で、90日がお支払いの限度となります。 (注2)平常の生活またはお仕事に支障がない程度に治った時以降の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 (注3)入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。 (注4)通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の[保険金をお支払する場合]に該当するケガを被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。

福祉行事保険

保険金の種類	支払限度額	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金														
賠償責任保険金	対人 1名 1億円	下記のような場合が原因となつて、第三者に身体障害や財産的損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。 【施設所有(管理)者特別約款】 被保険者(この保険契約により補償を受けられる方)が所有、使用もしくは管理している各種の施設・設備・用具等の管理の不備、または被保険者もしくはその従業員等の業務活動中のミスにより発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって、被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して、保険金をお支払いします。 保険金をお支払いできる条件は、適用される普通保険約款、特別約款及び特約でご確認ください。 ●プールの監視を怠ったため、プールで子供が水死した。 ●展示会に参加者が殺到し、整理の不手際からケガ人が出た。 など 【生産物特別約款】 被保険者が製造・販売した財物(生産物)が他人に引き渡された後、その生産物の欠陥に起因して、他人の身体に障害を負わせ、または他人の財物を損壊した場合。 ●ビールのビンが管理不備で破裂してケガをした。 ●おもちゃのラケットの柄が抜け、小学生の目に当たり大ケガ。 ●販売した弁当で食中毒が発生した。 など 【受託者特別約款】 被保険者が保管中の受託物の滅失、き損、汚損、紛失または盗難により、受託物について正当な権利を有する者に対する法律上の損害賠償責任を負担した場合。(時価額限度に保険金をお支払いします。) ●他人から預かった受託物を保管中、あやまって壊したり、汚したり、紛失したり、あるいは盗まれたりして、預けた人に元の状態では返還できなくなり、法律上の損害賠償責任を負った場合。 など	<p>＜普通保険約款でお支払いする保険金＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険金の種類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①損害賠償金</td> <td>法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)</td> </tr> <tr> <td>②損害防止費用</td> <td>事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用</td> </tr> <tr> <td>③権利保全行使費用</td> <td>発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用</td> </tr> <tr> <td>④緊急措置費用</td> <td>事故が発生した場合の緊急措置(被害者の応急手当等)に要した費用</td> </tr> <tr> <td>⑤協力費用</td> <td>引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用</td> </tr> <tr> <td>⑥争訟費用</td> <td>損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記①から④の保険金については、それぞれの規定により計算した損害額から加入証記載の免責金額を控除した額をお支払いします。ただし、加入証記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。 ○お支払いする争訟費用の額＝ 実際の争訟費用の額×支払限度額/損害賠償金の額 なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。 適用される特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は特約でご確認ください。 被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払対象とはなりません。</p>	保険金の種類	内 容	①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)	②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用	③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用	④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(被害者の応急手当等)に要した費用	⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用	⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用
			保険金の種類	内 容													
	①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)															
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用																
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用																
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(被害者の応急手当等)に要した費用																
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用																
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用																
対物 1事故・期間中 1,000万円																	
受託者 1事故・期間中 1,000万円 (免責 5,000円)																	

● [Aプランご加入の場合] 傷害保険金は、被保険者が行事に参加するため所定の集合地に集合したときから所定の解散地で解散するまでの間で、かつ、責任者の管理下にある間の事故によるケガが保険金お支払いの対象となります。ただし、いかなる場合においても宿泊のため宿泊施設に入ってから行事参加のため宿泊施設を出るまでの間は対象となりません。また、日射または熱射による身体の障害と細菌性食中毒およびウイルス性食中毒をケガに含め傷害保険金をお支払いします。● [Bプランご加入の場合] 旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中の日本国内におけるケガがお支払いの対象となります。また、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒をケガに含め傷害保険金をお支払いします。

### ※印の用語のご説明

●「旅行行程」とは、加入申込票記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの行程をいいます●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」とは、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。(注)中毒症状:継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。<急激かつ

偶然な外来の事故(例)＞スキー場で転倒し、骨折した。●「後遺障害」とは、治療※の効果で医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないものを除きます。●国内旅行傷害保険における「被保険者」とは、この保険契約により補償の対象となる者で、通知書に記載された方をいいます。●「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。●「入院」とは、治療※が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。●「入院に準ずる状態」とは、両眼の矯正視力が0.06以下になっている場合、両耳の聴力または咀嚼(そ)しゃく・言語機能を失っている場合など普通保険約款記載の状態に該当し、かつ、治療※を受けた状態をいいます。●「入院保険金日額」とは、パンフレット記載の入院保険金日額をいいます。●「治療」とは、医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。●「所定の手術」とは、病院または診療所で受けた手術(注)で、かつ、普通保険約款に手術名が列挙されている手術をいいます。補償の対象となる具体的な手術名は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。(注)手術とは、医師が治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。●「通院」とは、治療※が必要な場合において、病院または診療所に通い、または往診により治療を受けることをいいます。●「通院保険金日額」とは、パンフレット記載の通院保険金日額をいいます。

## 保険料(行事の内容によって保険料が異なります)

Aプラン (日帰り)	料率	内容	保険料/1人	Bプラン (宿泊)	料率	内容	保険料/1人
	A-1	1日			30円(傷害:26円 賠償:4円)	B-1	1泊2日
A-2			137円(傷害:133円 賠償:4円)	B-2	2泊3日	275円(傷害:250円 賠償:25円)	
A-3			269円(傷害:265円 賠償:4円)	B-3	3泊4日	283円(傷害:250円 賠償:33円)	

詳細は取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。

### Aプラン(日帰り行事)行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険の料率について

Aプラン(日帰り)は、行事の内容によって料率が異なり、保険料が異なります。ご加入の際は、必ず行事内容に合った料率をご確認ください。

下記以外の行事内容の場合には、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

A-1料率 会議、盆踊り、町内清掃、模擬店、お花見、日帰り温泉旅行、テニス、バーベキュー、料理教室、ボウリング 等

A-2料率 運動会、マラソン、体操、陸上競技、車椅子マラソン、サイクリング、野球教室、アイススケート、日帰りキャンプ、バスケットボール、遊覧船、ヨット 等

A-3料率 アイスホッケー、柔道、相撲、ボクシング、ラグビー、みこしへの参加 等

## 保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、下記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています)

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
<b>傷害保険金</b> 死亡保険金 後遺障害保険金 入院保険金 手術保険金 通院保険金	●保険契約者や被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ ●自殺行為、犯罪行為または、闘争行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒酔い運転※または麻薬等を使用したの運転中のケガ ●脳疾患、疾病または、心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、「引受保険会社が保険金を支払うべきケガ」の治療によるものである場合には、保険金をお支払いします) ●戦争・暴動等によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払い対象となります) ●地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●乗用具※によるレース中(レースに準ずるものおよび練習中を含みます。)のケガ ●下記「補償対象外となる運動」を行っている間のケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付ける医学的他覚所見※のないものなど

※印の用語のご説明 ●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。●「酒酔い運転」とは、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等※を運転することをいいます。●「頸(けい)部症候群」とはいわゆる「むちうち症」をいいます。●「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。●「乗用具」とは、自動車等、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。

<補償対象外となる運動> 山岳登山(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動

(注1) 山岳登山:ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)

(注2) 航空機:グライダーおよび飛行船を除きます。(注3) 操縦:職務として操縦する場合を除きます。

(注4) 超軽量動力機:モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等)を除きます。

●すべてのご契約に行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険は「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争・暴動等」については、テロ行為は支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは、宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

【保険責任の範囲に関するご注意】(国内旅行傷害保険)

★被保険者が乗客として搭乗している航空機・船舶(日本国内から出発して日本国内に帰着する場合をいい、日本国外に寄港する予定のものを除きます。)が通常の航路により日本国外を通過する場合はその航空機もしくは船舶が第三者による不法な支配を受けて日本国外に出た場合には、被保険者が日本国外において旅行行程中に被ったケガに対しては保険金をお支払いしません。

●国内旅行傷害保険の保険期間は、始期日の午前0時に始まり、満期日の午後12時に終わります。ただし、被保険者が旅行行程を開始する前および旅行行程を終了した後に生じた事故はお支払いの対象となりません。●上記にかかわらず、旅行の最終目的地への到着が満期日の午後12時にまでに予定されているにもかかわらず、乗客として搭乗している航空機、船舶、車両等の交通機関がハイジャック等の第三者による不法な支配を受けたことにより遅れた場合には、解放されて正常な旅行行程にすぐまでに要した時間で、かつその事由により到着が通常遅延すると認められる時間まで、保険期間は延長されます。

## 保険金をお支払いしない主な場合

賠償責任保険金	<普通保険約款で免責となっているもの> ・保険契約者や被保険者の故意によつて生じた損害賠償責任 ・他人との間に結んだ損害賠償に関する約定により加重された損害賠償責任 ・被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ・戦争、暴動、労働争議などに起因する損害賠償責任 ・地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害賠償責任 ・原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任 など
	<特別約款・特約で免責となっているもの> 【施設所有(管理)者特別約款】 ・施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任 ・航空機、昇降機、自動車または施設外における船舶・車両(原動力がもっぱら人力である場合を除く)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・給排水管等からの蒸気、水の漏出、いっ出に起因する損害賠償責任 ・被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任 ・仕事の完成・引渡後に仕事の結果に起因する損害賠償責任 など 【生産物特別約款】 ・生産物の欠陥に起因するその生産物の滅失、破損または汚損自体(生産物の一部の欠陥によるその生産物の他の部分の滅失、破損または汚損を含みます。)に対する損害(使用不能または修補に起因する損害を含みます。) ・仕事の欠陥に起因する仕事の目的物の滅失、破損または汚損自体(仕事の目的物の一部の欠陥による仕事の目的物の他の部分の滅失、破損または汚損を含みます。に対する損害(使用不能または修補に起因する損害を含みます。)) ・被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは引渡した生産物または行った仕事の結果に起因する損害 ・保険期間前に既に発生していた事故と同一の原因により保険期間開始後に生じた事故に基づく損害 ・生産物または仕事の結果が、所期の効能または性能を發揮しなかったことに起因する損害。ただし、生産物または仕事の結果の機械的、電気的またはこれらに類似の物理的かつ偶然な事故の結果として効能または性能が發揮されなかったことに起因する損害は除きます。 ・直接であると同様であると問わず、被保険者またはその使用者その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害 ◇医療行為。その他法令により、医師または歯科医師以外の者が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の者が行うことを許されている行為を除きます。 ◇はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことが許されていない行為を含みます。 【受託者特別約款】 ・被保険者の代理人またはこれらの者の使用者が行いもしくは加担した盗取に起因する損害 ・被保険者の使用者が所有または私用する財物の損壊 ・紛失または盗撮に起因する損害 ・賞紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品の損害 ・受託物の性質、かまたはねずみ喰いもしくは虫食いに起因する損害 ・給排水管、暖冷房装置、湿度調整装置、消火栓、工業用または家事用器具からの蒸気、水の漏出、いっ出、またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出に起因する損害 ・屋根、樞、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等に起因する損害 ・受託物が寄託者または貸し主に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する損害 など

## 行事の延期・中止について

行事開催日が悪天候のため行事を延期・中止される場合は、福祉行事保険加入申込票お客様控と福祉行事保険加入申込票お客様控裏面の行事延期・中止報告書を至急取扱代理店である(株)エスアールエムまでFAXしてください。

# 保険金をお支払いする場合に該当したとき

## (1) 事故にあわれたときの引受保険会社へのご連絡等

事故が発生したときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

- ① 損害の発生および拡大の防止
- ② 相手の確認 ③ 目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス  
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料) へ

## (2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類 (賠償責任保険)

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。ご不明な点については取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行うときは、次表の書類のほか、各特約に定める書類をご提出いただきます。

※2 事故の内容、損害額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類(注) (注) 事故発生の状況、日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ、修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類、損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用に関する領収書・明細書
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ① 他人の身体障害の程度、損害額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
② 他人の財物損壊(財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害額および損害賠償請求権者を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
③ ①および②のほか、損害額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
④ 損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	権利移転証(兼)念書
⑤ 共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	支出された損害防止・権利保全行使・緊急措置・弁護士・初期対応・訴訟対応等の費用が確認できる書類・明細書
(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	死亡診断書、死体検案書、出生から死亡までの連続性が確認できる戸籍謄本
(5) 身体障害、ケガの発生およびその損害の額を確認する書類 ① 死亡事故であることを確認する書類	引受保険会社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料その他の後遺障害による損害の額を示す書類
② 後遺障害による損害の内容、程度を確認する書類	引受保険会社所定の診断書、診療状況申告書、入院・通院状況申告書、治療費の領収書、診療報酬明細書、調査に関する同意書
③ その他傷害事故の損害の内容、程度を確認する書類	
(6) 損害が生じた物の価値、損害の額または費用の額を確認する書類 ① 損害が生じた物の価値を確認する書類	売買契約書、購入時の領収書、保証書、被害物の写真・画像データ
② 損害の額、費用の額およびその支出を確認する書類	修理見積書・請求書・領収書、調査に関する同意書
(7) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ① 保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
② 引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③ 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④ 保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■ 重度の後遺障害が生じ意思能力を喪失した等、被保険者に保険金または損害賠償額を請求できない事情がある場合は、これらの方の親族のうち一定の条件を満たす方が代理人として、保険金または損害賠償額を請求できる場合があります(「代理請求人制度」)。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

### ● <代理請求人について> (賠償責任保険・傷害保険共通)

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、被保険者と同居または生計を共にする配偶者等(以下「代理請求人」といいます。詳細は下記の注)をご参照ください。)が保険金を請求することができます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

- (注) ① 「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(※)」
- ② 上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
- ③ 上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合「上記①以外の配偶者(※)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(※) 「配偶者」とは、法律上の配偶者に限ります

■ <保険金支払いの履行期> (賠償責任保険・傷害保険共通) 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(注1)をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(注2)を終えて保険金をお支払いします。(注3)。

(注1) 保険金請求書類に必要な書類は、賠償責任保険は上記の表を、傷害保険は別記「ご提出いただく書類」をご覧ください。「代理請求人制度」をご利用の場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(注2) 保険金をお支払する事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払すべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

■ 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

● 損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

### <傷害保険>

● 取扱代理店または引受保険会社へご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金支払事由に該当した日から30日以内にご連絡がない場合もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

### <保険金のご請求時にご提出いただく書類>

● 被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】 以下書類のうち引受保険会社が求めるもの

・引受保険会社所定の保険金請求書 ・引受保険会社所定の同意書 ・事故原因・損害状況に関する資料 ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等) ・引受保険会社所定の診断書 ・診療状況申告書 ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書 ・死亡診断書 ・他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類 ・被保険者であることを確認するための書類(保険契約者備付名簿(写)、被保険者数兼被保険者証明書、請負契約書(写)等)

● 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

## 注意事項

● 保険契約者と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。 ● ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定めます。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

● この保険の保険期間は1年間となります。次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただきます。あらかじめご了承ください。

○ 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合

### 【傷害保険】

● お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、(社)日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

● 業種整備師(接骨院、整骨院)による治療の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、被保険者以外の医師の指示に基づいて行われた治療のみ、お支払いの対象となります。 ● 死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 ● 死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について> (平成23年1月現在)  
・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

<賠償責任保険>  
<保険会社破綻時等の取扱い> (平成23年1月現在)  
・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。

・この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。))以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。)

・補償対象となる場合には保険金や解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

● 支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。お支払いする保険金のうち、争訟費用・協力費用については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取り扱いは異なりますので、詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

● 免責金額は、保険金としてお支払いする事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。お客さまが実際にご加入いただく支払限度額および免責金額につきましては、加入申込票の「支払限度額」欄(セットの場合はセット名一覧表)および「免責金額」欄にてご確認ください。

● <示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。>  
この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

(注) 福祉行事保険は個人でのお申し込みはできませんのでご注意ください。

## 1. 申込書類を記入する

福祉行事保険申込に必要な書類は以下のとおりです。

- 福祉行事保険加入申込票  
加入申込票表紙裏面の記入例を参考にご記入ください。
- 振替払込書  
保険料振込の専用用紙です。
- 【Bプラン(宿泊)にご加入時】加入者名簿(必ずご提出ください)  
※団体名(登録番号)・被保険者(補償の対象者)氏名・住所・連絡先TEL・性別・年齢・旅行経路・保険期間(保険責任の範囲)が記載されているものであれば、専用用紙以外でも名簿とすることができます。  
Aプラン(日帰り)にご加入の場合は、団体で備え付け名簿を作成してください。ただし、申込時の提出は不要です。
- 加入登録票(初回申込時又は登録内容変更のあった時のみ)  
※加入団体が同一の場合、登録番号はボランティア保険と福祉行事保険で共通の番号となっております。

申込書類は京都市社会福祉協議会もしくは、京都市内の  
各区社会福祉協議会ボランティアセンター窓口にて入手してください。

## 2. 振替払込書で保険料を振込む

- 払込保険料をご確認のうえ、郵便局もしくは銀行にてお振込ください。

行事開催日の前日(郵便局の休業日にあたる場合はその前日)までに必ずお振込ください。ATMからのお振込も可能です。

## 3. 申込書類と振替払込受付証明書を提出する

- 福祉行事保険加入申込票の(株)エスアールエム控え(青色)に振替払込受付証明書を貼付しお近くの京都市内各区社会福祉協議会窓口へ提出、または、返信用封筒にてご郵送ください。また、振替払込請求書兼受領証が貼付されたお客様控え(白色)は福祉行事保険加入証明書となりますので保険期間が終了するまでは大切に保管してください。各区社会福祉協議会にて受け付けた申込書類は、(株)エスアールエムへ郵送され、その後申込内容、振込金額を確認の上、加入登録を行います。

\*事故等があった場合に保険金支払手続きがスムーズに行えるよう、申込書類は迅速かつ確実にご提出ください。

行事開催日が悪天候のため行事を延期・中止される場合は、福祉行事保険加入申込票お客様控えと福祉行事保険加入申込票お客様控え裏面の行事延期・中止報告書を至急、(株)エスアールエムまでFAXしてください。

事故時のお問合せはこちらまで  
【福祉の保険】専用ダイヤル

TEL. **075-822-8613** FAX. **075-822-8087**

※ 事故発生時は、事故発生日から30日以内に指定の事故報告書(兼)証明書を作成の上、原本を(株)エスアールエムまでご郵送ください。

ご送付先 〒600-8351 京都市下京区高辻通堀川西入富永町672  
(株)エスアールエム 福祉の保険係

『事故報告書(兼)証明書』及び『事故発生時の対応(流れ)』は、福祉行事保険加入申込票に添付されています。福祉の保険スマイルホームページから、印刷することもできます。

※ 事故時には行事主催者の証明が必要となります。

# 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループ会社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内、ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例

損害保険・生命保険商品、投資信託・国際・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

②提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲介人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、(社)日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等との間で登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、本保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ (<http://www.ms-ins.com>) をご覧ください。

## エスアールエムの「福祉の保険スマイル」ホームページをご活用ください。

- ・パンフレットの閲覧
  - ・加入申込票の印刷
  - ・事故報告書(兼)証明書の印刷
- などができて便利です。



取扱代理店

(株)エスアールエムのホームページ  
<http://www.srm-net.co.jp/>

エスアールエム 検索

福祉の保険ホームページ

福祉の保険 スマイル  
<http://www.srm-net.co.jp/smile/>

福祉の保険スマイル 検索

## 福祉関連の保険 ラインアップ

### 福祉事業者総合補償制度 まごころワイド



福祉事業者の方を「事故のリスク」からお守りする総合補償保険です。詳しくは左記のホームページをご覧ください。お問合せください。